

融資機関等に対する農業信用保証保険制度の
普及推進・利用促進の取組について

独立行政法人農林漁業信用基金

1. 取組の背景と平成 30 年度の取組状況

■ 背景

- 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う」とされた。
- こうした中、日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、民間金融機関による農業融資が活性化するように、「民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す」とされた。
- また、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においても、信用保証制度が幅広く利用されることが求められている。



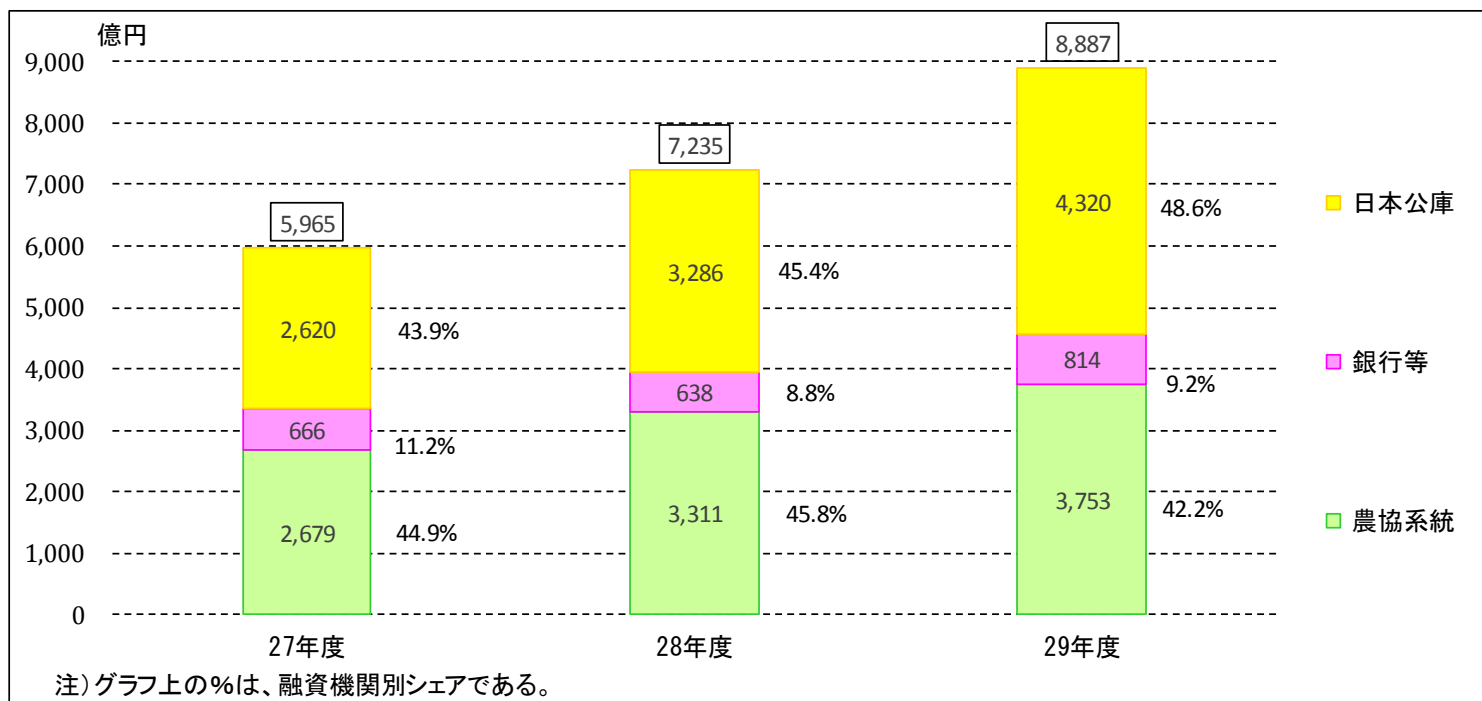
■ 独立行政法人農林漁業信用基金 第 4 期中期計画

・・・(略)・・・農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

2. 農業向け新規貸出額の推移

- 農業向け新規貸出金額（※）全体を、融資機関別シェアで見ると、29年度末において、農協系統は42.2%、銀行等は9.2%、日本公庫は48.6%となっており、銀行等のシェアは低い。

（※）農業向け新規貸出金には、いわゆる生活資金は含まない。



	新規貸出額 (単位: 億円)			融資機関別シェア		
	27年度	28年度	29年度	27年度末	28年度末	29年度末
農協系統	2,679	3,311	3,753	44.9%	45.8%	42.2%
銀行等	666	638	814	11.2%	8.8%	9.2%
日本公庫	2,620	3,286	4,320	43.9%	45.4%	48.6%
合計	5,965	7,235	8,887	100.0%	100.0%	100.0%

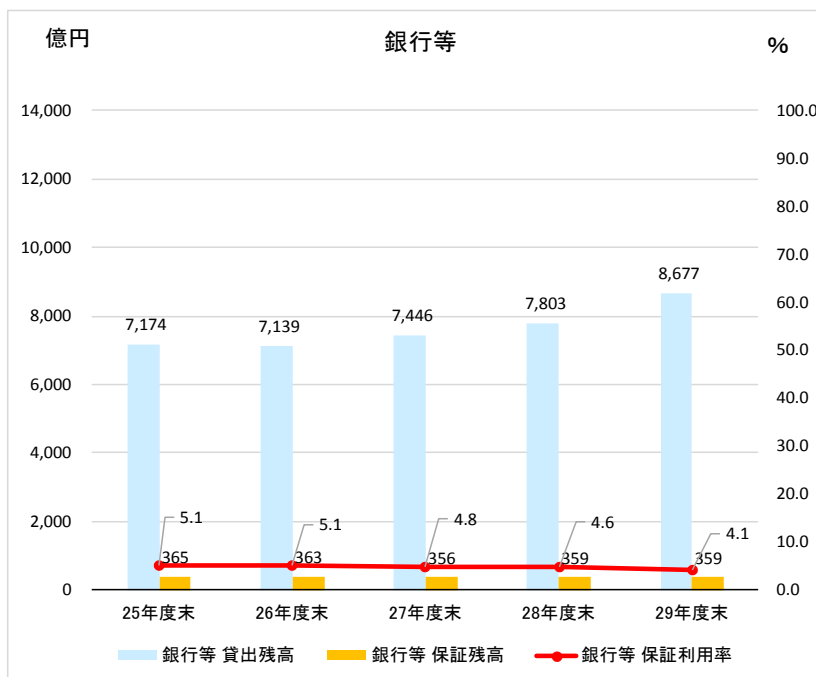
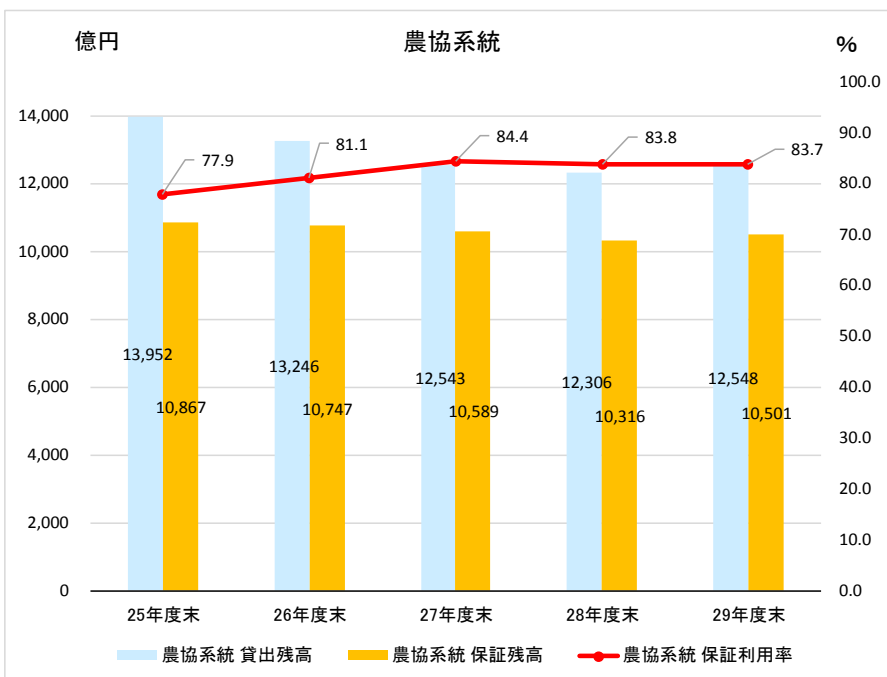
(データ出典) 農協系統は、農中調べ(農業関連団体、委託貸含む)(平成27年度は1年未満短期貸付含む、平成28年度、29年度は1年未満短期貸付は含まない。)

銀行等は、日銀統計「設備資金新規貸出」(農業・林業の実績値について平成11年度~20年度の農業実績により推計した額)

日本公庫は、公庫調べ

3. 農業信用保証利用率の推移

- 農業向け貸出の農業信用保証保険制度の利用率を見ると、29年度末において、農協系統は83.7%と高い水準となっている一方、銀行等は4.1%と、農協系統に比べ、著しく低い利用率となっている。保証利用の拡大に向けて、銀行等に対する制度の普及推進・利用促進を図ることが大きな課題。



(単位: 億円)

区分	農協系統					銀行等				
	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
貸出残高	13,952	13,246	12,543	12,306	12,548	7,174	7,139	7,446	7,803	8,677
保証残高	10,867	10,747	10,589	10,316	10,501	365	363	356	359	359
保証利用率	77.9%	81.1%	84.4%	83.8%	83.7%	5.1%	5.1%	4.8%	4.6%	4.1%

(データ出典) 農林漁業金融統計、全国農業信用基金協会協議会調べより集計

(注1) 保証利用率は、保証残高を貸出残高で除した率。

(注2) 農協系統の貸出残高は、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等。農業関連団体等に対する貸出残高は含まない。

(注3) 銀行等の貸出残高には、林業向け貸出しを含む。

4. 農業信用基金協会と銀行等の債務保証契約締結先数及び保証残高の推移

- ・ 農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が、全国の銀行等との間で、どの程度、債務保証契約を締結しているか（全国の銀行等の総数に対する契約先の割合）を見ると、25年度末28.3%から29年度末38.9%に伸びている。

これを融資機関別に見ると、29年度末においては、地方銀行の58.6%が債務保証契約を締結しているのに対し、信用金庫は38.3%、信用組合は19.6%と、大きなバラツキがある。

〔（注）銀行等の基金協会の保証利用は、まず基金協会と銀行等との間で債務保証契約を締結し、その後、融資案件が生じるとに債務保証引受契約を締結することとなっている。〕

- ・ また、契約締結先数だけでなく、契約締結先がどの程度保証を利用しているか（利用割合）を見ると、29年度末においては、地方銀行は87.2%と高い水準となっているが、信用金庫及び信用組合は60%程度と、地方銀行に比べて低い。
- ・ 保証利用の拡大に向けて、契約締結先数を増やしていく取組とともに、契約締結先の実際の利用割合を高めていく取組を、メリハリを付けて行っていくことが必要。

【契約締結先数】

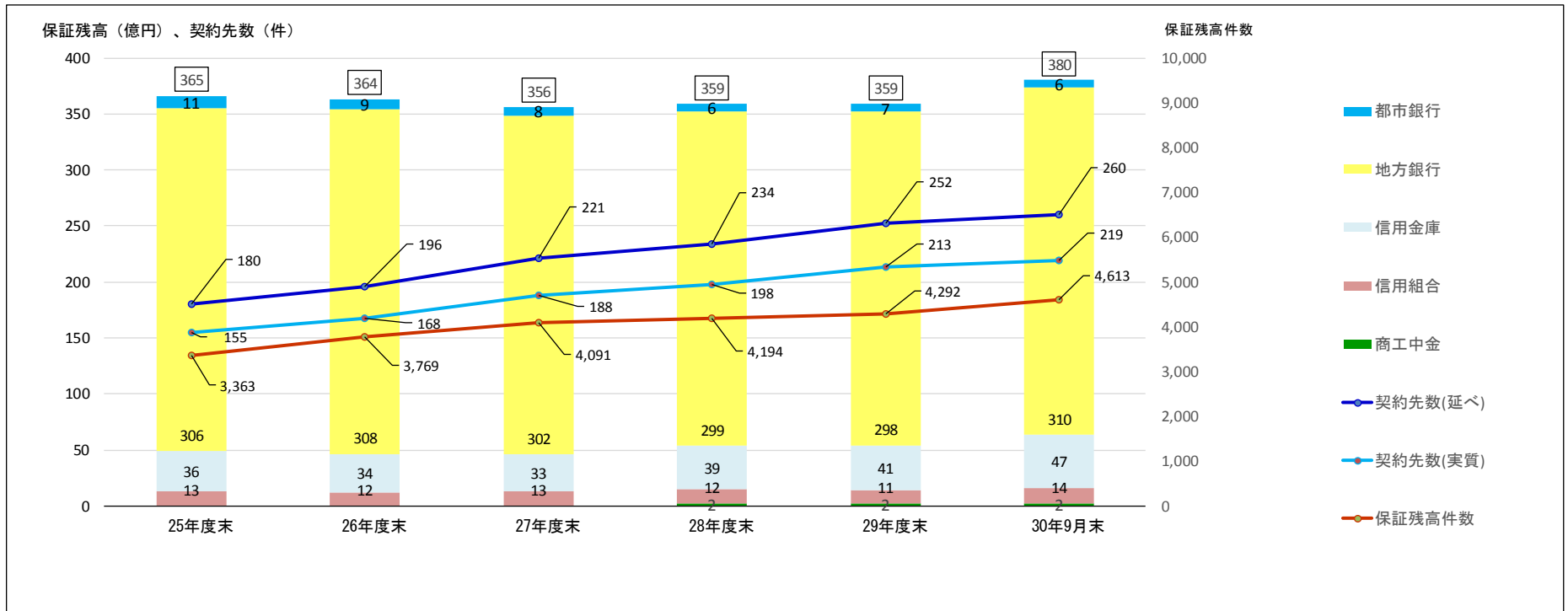
融資機関	25年度末				
	総数 (A)	うち契約 先数 (B)	契約先割合 (B)/(A)	うち保証 利用先	
				(C)	利用割合 (C)/(B)
都市銀行	5	4	80.0%	3	75.0%
地方銀行	133	69	51.9%	58	84.1%
信用金庫	261	65	24.9%	42	64.6%
信用組合	148	17	11.5%	12	70.6%
商工中金	1	-	-	-	-
合計	548	155	28.3%	115	74.2%

→

融資機関	29年度末				
	総数 (A)	うち契約 先数 (B)	契約先割合 (B)/(A)	うち保証 利用先	
				(C)	利用割合 (C)/(B)
都市銀行	5	5	100.0%	3	60.0%
地方銀行	133	78	58.6%	68	87.2%
信用金庫	261	100	38.3%	63	63.0%
信用組合	148	29	19.6%	18	62.1%
商工中金	1	1	100.0%	1	100.0%
合計	548	213	38.9%	153	71.8%

（データ出典）全国農業信用基金協会協議会調べより集計

（注）融資機関総数は、平成30年10月1日現在の預金保険対象金融機関数（預金保険機構HP）。



融資機関	融資機関別契約先数及び全国の総数に対する割合の推移（単位：先）											件数及び保証残高の推移（単位：件、億円）												
	25年度末		26年度末		27年度末		28年度末		29年度末		30年9月末		25年度末		26年度末		27年度末		28年度末		29年度末		30年9月末	
	先数	割合	先数	割合	先数	割合	先数	割合	先数	割合	先数	割合	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高	件数	残高
都市銀行（5）	4	80.0%	4	80.0%	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%	33	11	30	9	36	8	27	6	29	7	29	6
地方銀行（133）	69	51.9%	74	55.6%	76	57.1%	77	57.9%	78	58.6%	78	58.6%	2,687	306	3,087	308	3,356	302	3,385	299	3,393	298	3,623	310
信用金庫（261）	65	24.9%	72	27.6%	87	33.3%	92	35.2%	100	38.3%	105	40.2%	428	36	438	34	466	33	556	39	639	41	715	47
信用組合（148）	17	11.5%	18	12.2%	20	13.5%	23	15.5%	29	19.6%	30	20.3%	215	13	214	12	233	13	224	12	229	11	244	14
商工中金（1）	-	-	-	-	-	-	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2	2	2
合計（548）	155	28.3%	168	30.7%	188	34.3%	198	36.1%	213	38.9%	219	40.0%	3,363	365	3,769	364	4,091	356	4,194	359	4,292	359	4,613	380

（データ出典）全国農業信用基金協会協議会調べより集計

（注）「融資機関」欄の（ ）内は、平成30年10月1日現在の預金保険対象金融機関数（預金保険機構HP）。

5. 都道府県別の基金協会と銀行等の契約締結の状況

- 29年度末における基金協会と銀行等の契約締結の状況を都道府県別に見ると、地方銀行との契約・利用は全国的に進んでいる一方、信用金庫及び信用組合との契約・利用については、都道府県によりバラツキがある。バラツキの実態や原因を見極めながら、都道府県や基金協会とも連携し、地域の実情に即した対応を行っていくことが必要。

協会		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
地方銀行	総数(A)	2	2	3	2	2	3	3	2	2	2	2	3	4	2	1	2	3	3	1	2	2	4	3	3
	うち契約先数(B)	3	3	4	5	3	4	3	4	3	3	2	3	0	3	1	1	4	3	2	1	2	3	2	3
	契約先割合(B)/(A)	150.0%	150.0%	133.3%	250.0%	150.0%	133.3%	100.0%	200.0%	150.0%	150.0%	100.0%	100.0%	0.0%	150.0%	100.0%	50.0%	133.3%	100.0%	200.0%	50.0%	100.0%	75.0%	66.7%	100.0%
	うち保証利用先(C)	3	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	0	2	1	1	4	3	2	1	2	3	1	3
利用割合(C)/(B)	100.0%	66.7%	75.0%	60.0%	100.0%	75.0%	100.0%	75.0%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	0.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	
信用金庫	総数(A)	20	2	6	5	2	4	8	2	6	7	4	5	23	8	2	6	9	7	5	4	6	11	15	5
	うち契約先数(B)	11	2	4	1	2	4	6	1	2	6	2	2	0	0	1	4	5	0	2	2	2	7	7	0
	契約先割合(B)/(A)	55.0%	100.0%	66.7%	20.0%	100.0%	100.0%	75.0%	50.0%	33.3%	85.7%	50.0%	40.0%	0.0%	0.0%	50.0%	66.7%	55.6%	0.0%	40.0%	50.0%	33.3%	63.6%	46.7%	0.0%
	うち保証利用先(C)	4	2	1	0	0	3	4	1	2	6	2	2	0	0	0	2	3	0	2	2	1	3	3	0
利用割合(C)/(B)	36.4%	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	60.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	42.9%	42.9%	0.0%	
信用組合	総数(A)	7	1	2	3	1	4	4	1	2	4	3	3	19	6	2	1	11	2	2	2	5	1	8	1
	うち契約先数(B)	1	0	0	3	0	2	0	1	0	3	0	3	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0	1	0
	契約先割合(B)/(A)	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	75.0%	0.0%	100.0%	0.0%	16.7%	100.0%	100.0%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
	うち保証利用先(C)	1	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
利用割合(C)/(B)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

協会		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
地方銀行	総数(A)	1	1	4	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	5	2	3	2	2	2	2	3	106
	うち契約先数(B)	1	0	1	1	1	1	2	2	1	1	3	1	4	2	3	1	1	2	3	3	2	1	1	103
	契約先割合(B)/(A)	100.0%	0.0%	25.0%	50.0%	100.0%	100.0%	200.0%	100.0%	50.0%	50.0%	150.0%	50.0%	200.0%	100.0%	150.0%	20.0%	50.0%	66.7%	150.0%	150.0%	100.0%	50.0%	33.3%	97.2%
	うち保証利用先(C)	1	0	0	1	1	0	1	1	1	1	3	1	4	2	1	1	0	2	1	3	2	2	1	0
利用割合(C)/(B)	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	100.0%	0.0%	50.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	0.0%	80.6%
信用金庫	総数(A)	3	3	7	11	3	2	3	3	8	4	3	2	2	4	2	8	4	1	4	3	4	3	1	260
	うち契約先数(B)	2	1	1	2	1	1	2	3	2	3	3	0	2	3	0	0	0	0	2	2	2	0	0	105
	契約先割合(B)/(A)	66.7%	33.3%	14.3%	18.2%	33.3%	50.0%	66.7%	100.0%	25.0%	75.0%	100.0%	0.0%	100.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	66.7%	50.0%	0.0%	0.0%	40.4%
	うち保証利用先(C)	2	0	0	0	0	0	2	1	2	3	2	0	2	1	0	0	0	0	2	2	1	0	0	63
利用割合(C)/(B)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	33.3%	100.0%	100.0%	66.7%	0.0%	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	60.0%	
信用組合	総数(A)	2	1	11	6	0	1	0	1	2	6	1	0	1	0	2	3	3	4	2	1	1	3	0	146
	うち契約先数(B)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	30
	契約先割合(B)/(A)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	20.5%
	うち保証利用先(C)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	18
利用割合(C)/(B)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%

(行→出典) 全国農業信用基金協会協議会調べより集計

(注1) 各総数について、銀行は金融庁HPより集計、信用金庫は全国信用金庫協会のHPより集計、信用組合は全国信用組合中央協会のHPより集計(平成31年2月18日時点)。

(注2) 都道府県別では、1つの融資機関が複数の県域と債務保証契約締結を行っているケースがあることから、P4、5の数値とは一致しない。

(注3) 融資機関総数は各県域に本店を有し営業している融資機関の数であり、1つの融資機関が複数の県域と契約締結をしている場合には契約先数が総数を超える場合がある。

(注4) 網掛けは、債務保証契約未締結又は保証未利用のもの。

6. 銀行等及び基金協会からの意見・要望

これまでの普及推進・利用促進の取組を行っていく中で、銀行等及び基金協会から、保証利用の拡大に向けて、次のような要望が示されている。

○ 農業者の基金協会への出資の見直し

基金協会は会員制を採用している。農業者が農協の組合員であれば、基金協会への出資は不要であるが、農協の組合員でない農業者が銀行等からの借入れをするに当たって保証を受ける場合には、まず基金協会の会員になるために出資金を支払う必要がある。このことについて、不公平感があることから、基金協会の会員制度・農業者（被保証者）からの出資義務規定を廃止すべきとの要望。（農業信用保証保険法等の改正）

○ 制度資金の事務手続の簡素化

農業者の利用が多い近代化資金等制度資金については、申込み当たりの作成資料が膨大であり、また、事務手続も煩雑であることから、作成資料や事務手続を簡素化すべきとの要望。（農業経営改善関係資金基本要綱等の改正）

○ 総会の開催要件の見直し

銀行等からの借入農業者が基金協会の個人会員になることで出資者が増え、定款で定める基金協会の総会の開催要件（総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の2分の1以上）の定足数確保が難しくなっていることから、総会の開催要件を見直すべきとの要望。（基金協会の定款等の変更）

○ 保証利用に必要な負担金の廃止

銀行等が基金協会と債務保証契約を締結後、基金協会の保証を利用する際に、保証引受額に見合った負担金が必要となるが、このことが保証利用の障壁となっていることから、当該負担金を廃止すべきとの要望。（基金協会の債務保証契約書等の変更）

○ 残高管理報告等の書類の統一

残高管理について、銀行は、保証協会とシステム連携しているのに対し、基金協会は紙ベースであり、事務の手間がかかるので、報告頻度が多く、負担となっている。また、銀行等の営業地域の広域化が進んでおり、1銀行等が複数の基金協会と契約締結をする場合があるが、基金協会との間の事務手続に必要な書類がまちまちであることから、全国的に書類を統一すべきとの要望。（基金協会の内部規程等の変更）

7. 今後の対応

- (1) 30年度は、中期目標期間の初年であったこともあり、信用基金としても、基金協会と連携して、各県の融資機関に対して制度説明を実施。31年度以降は、より効果的・効率的な取組を行い、具体的な成果に結びつけていくことが重要。
- (2) これらの取組に当たっては、信用基金と基金協会で役割分担を行いつつ、また、農業政策や制度との関連もあることから、主務省及び都道府県庁との連携も重要。その際、
- ① 信用基金は、主務省とともに、各融資機関の全国団体や都道府県庁への働きかけに、より重点を置く
 - ② 各都道府県域の融資機関への働きかけ等は、基本的には基金協会が主体となっていくが、基金協会が都道府県庁と一体となって融資機関の団体や個別機関への働きかけを行う場合には、信用基金も、これに参加する
- など、メリハリをつけた対応が重要。
- (3) 信用保証保険制度の普及推進・利用推進の取組は、農業だけに要請されているものではないことから、信用基金が融資機関等に対して制度説明を行う際には、農業信用保証保険制度だけでなく、林業信用保証制度及び漁業信用保証保険制度についても同時に行うことが重要。
- (4) 融資機関や基金協会から制度に対する問題提起があつたり、近代化資金の事務手続の簡素化などの要望があつた場合には、これらを主務省に繋ぐとともに、主務省とともに信用基金として検討を行い、基金協会とともに要望のあつた銀行等に、極力ペーパーで返答していくことが重要。